

鳥取市林業再生事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市林業再生事業費補助金（以下、「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、機械化の整備により、森林集約化の促進、素材生産性の向上、素材生産コストの低減、労働環境の改善を促し、持続性のある産業構造に改善することで本県における森林の適正管理と森林資源の有効利用及び林業従事者の安定的な確保を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、鳥取県林業再生事業費補助金交付要綱（平成22年4月13日第200900218974号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う事業のうち、別表の第1欄に掲げるものとする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げるものとする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率

を乗じて得た額（以下、「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、様式第2号により取得した財産の使用に関する誓約書を添付しなければならない。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

3 市長は、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するために必要があると認めたときは、本補助金の交付見込額を様式第3号により内示することができる。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

（完了届）

第9条 補助対象事業は、規則第10条第2項第2号の市長が別に定めるものとし、完了届を要するものとする。

2 規則第10条第2項の届出は、補助事業の完了の日から7日以内に提出しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から7日を経過する日又は本補助金の交付に係る事業の完了予定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税

額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

6 前項の規定による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定しない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間とし、別表第2の第1欄に掲げる財産にあつては、同表の第2欄に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する

別表第1（第3条、第4条、第5条、第8条関係）

1 補助対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更	
低コスト 林業機械 整備・ リース等 支援	林業機械リース支 援	<p>(1) (公財)鳥取県造林公 社</p> <p>(2) 認定経営体</p>	<p>1 事業費</p> <p>高性能林業機械等（中古機械は補 助対象外）のリース導入（林業成 長産業化総合対策実施要綱（平成 30年3月30日付29林政政第892号） 別表1に掲げる事業を行う）に要す る経費とし、以下の算式で算出し た額のうち、いずれか低い額</p> <p>ア <math>(\text{リース物件価格}) \times (\text{リース 期間} / \text{法定耐用年数})</math></p> <p>イ $\text{リース物件価格} - \text{残存価格}$</p>	<p>1/3以内。ただし、以下の(1)～ (3)の場合を除く。</p> <p>(1) スイングヤーダ、ロングリー チハーベスタ、ロングリーチハー ベスタ、ロングリーチグラップ ル、タワーヤーダについては4/10</p> <p>(2) 次のア～ウの要件を全て満た す場合は1/2</p> <p>ア 森林施業プランナー育成対策 事業実施要領（平成28年4月1日付 27林政経第301号林野庁長官通知） による実践評価認定事業体である</p> <p>イ 年間5千立方メートル以上の素 材生産実績があり、目標年度まで に9千立方メートル以上の素材生産 量を達成できること。</p> <p>ウ 目標年度までに一人1日当たり 8.6立方メートルの素材生産性を達 成できること。</p>	<p>1 補助金の30% を超える減</p> <p>2 機種の新設又 は中止及び廃止</p>

注 1 事業主体について

- ・選定経営体

「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）及び「育成を図る林業経営体の選定について」（平成30年2月6日付29林政経第319号林野庁林政部経営課長通知）に沿って鳥取県が選定した林業経営体

年度鳥取市林業再生事業計画(実績)及び収支予算(清算)書

1 事業の目的

2 事業計画(実績)書

(1) 低コスト林業機械整備・リース等支援

事業区分	事業種目	事業主体	事業内容			事業費 (A)+(B)+(C)	事業費内訳(円)			備考
			機械名称	メーカー、諸元、仕様等	数量 (台数、期間)		市補助金 (A)	補助事業者 (B)	その他 (C)	
低コスト林業機械整備・リース等支援	林業機械リース支援									
合計										

機械種別	個別指標							備考	
	個別指標	単位	現状値	1年目	2年目	3年目	4年目		目標年度
			(〇〇年度)	(〇〇年度)	(〇〇年度)	(〇〇年度)	(〇〇年度)		(〇〇年度)
	素材生産量	m3							
	素材生産性	m3/人日							
	素材生産量	m3							
	素材生産性	m3/人日							

注1 個別指標欄は、素材生産量(m³)及び素材生産性(単位:m³/人日)を記載する。

3 事業完了予定年月日(事業完了年月日)

年 月 日

4 他の補助金の活用の有無 (有・無) (注)「有」、「無」のいずれかに○をし、有りの場合は下表に記載すること。

活用する補助金名	
その事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先	
補助金を所管している部署名・団体名	
同上連絡先	

5 消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

*「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をすること。

6 収支予算(清算)

(1) 収入

(単位:円)

区分		予算額	精算額	差引増減	備考
市補助金					
負担金内訳					
	小計				
計					

(注) 1 行及び予算区分は適宜追加すること。

(2) 支出

(単位:円)

区分	予算額	清算額	差引増減	予算(清算)額内訳			備考
				市補助金	自己資本	その他	
計							

(注) 1 行及び予算区分は適宜追加すること。

7 添付資料

- (1) 様式第2号による誓約書
- (3) 素材生体制及び森林整備・素材生産活動の現状及び計画
- (4) 費用対効果分析結果
- (5) その他必要な書類

様式第2号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

様

住所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇〇（補助対象事業者）は、補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨を誓約いたします。

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

職氏名

印

年度鳥取市林業再生事業費補助金の交付内示について（通知）

年 月 日付 第 号で申請のあった鳥取市林業再生事業費補助金については、下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。
なお、この補助金の交付見込額は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）第5条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

記

（単位：円）

事業区分	事業種目	事業内容	事業費	補助金	備考

様式第4号（第10条関係）

年度鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額報告書

鳥取市長 様

番 年 月 日 号

所在地
名称
代表者 印

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号により交付決定のあった 年度鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金について、消費税仕入控除税額が確定したので、鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金の額の確定
(年 月 日付 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
(実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額）に補助率を乗じて得た金額) | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
(仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額) | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・様式第2号「鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・様式第2号「鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料。
- ・免税業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料